国民等からの意見聴取を踏まえたラムサール条約国別報告書原案修正の概要

全般:

取組を実施していない場合の阻害理由について、それぞれ記述を追加あるいは整理したほか、項目間の整合性に留意して修正を行った。

個別項目:

- 実施目標1.1:2002年までに少なくとも150の締約国の加盟を確保するよう努力する。
 - ・ミャンマーにおける取組の概要について、記述を追加。
- <u>実施目標2.1</u>:適正な利用ガイドラインが確実に適用されるように、総ての締約国において、国レベル、あるいは超国家レベルの法制度、機構、方法を見直し、必要であれば修正する。
 - ・決議 . . 7のガイドラインに従った法制度の見直しは行っていないことについて記述を追加。
 - ・食糧・農業・農村基本法、海岸法、港湾法、土地改良法等の改正等について、記述を追加。
 - ・政策や計画の見直しについて、実施中あるいは実施していない事例があることについて、記述を追加。
 - ・新・生物多様性国家戦略の内容について、詳細を追加。
 - ・潮間帯湿地の保全の取組みについて、中海における事例を追加。
 - ・クロツラヘラサギの保全行動計画策定のための取組について記述を追加。
- 実施目標2.2:総ての締約国において、土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定と その他総ての環境計画策定や管理に関する、国家、都道府県、地方の計画策定と政策決定 に、湿地の保全そして適正な利用を統合する。
 - ・統合的河川管理が適用されている表面積のパーセンテージについて明記。
 - ・釧路湿原等におけるパイロットプロジェクトの内容について記述を追加。
- 実施目標2,4;環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能に関する経済評価を提供する。
 - ・湿地に関する経済評価の手法の取得を促すことについて、記述を追加。
- <u>実施目標2.5</u>:湿地に特に影響を及ぼす可能性のある開発案件や土地利用・水資源利用の変更に関して、また特に登録湿地でその生態学的特徴が「技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、変化するおそれがある」(ラムサール条約第3条2)ものについては、環境影響評価を実施する。
 - ・ラムサール登録湿地における環境影響評価の制度の概要について、事実関係を確認し、記述内容を修正。
- 実施目標2.6:復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、必要な対策を実施する。
 - ・釧路川、荒川、三番瀬等における湿地の復元に関する取組みの事例について、記述を追加。

- <u>実施目標2.7</u>:湿地の保全及び適正な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での 積極的な参加,特に女性の参加を奨励する。
 - ・伊豆沼・内沼において湿地管理委員会が設置されていることについて、事例の記述を追加。
 - ・三番瀬保全計画検討会議の設置について、記述を追加。
 - ・ラムサール条約関係地方自治体が果たす役割について、記述を追加。
 - ・湿地管理委員会への女性による参加を奨励することについて、記述を追加。
- 実施目標2.8:湿地の保全と適正な利用への民間企業の参加を奨励する。
 - ・特定非営利活動促進法の公布によるボランティア活動の促進について記述を追加。
- <u>実施目標3.3</u>: ラムサール条約の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる「条約広報戦略」を策定する。
 - ・広報・教育活動に関してNGOと連携しつつ実施することについて記述を追加。
- <u>実施目標4.1</u>:湿地の保護と適正な利用を達成するよう、締約国 (特に発展途上国)内機関の能力を向上させる。
 - ・ラムサール国内委員会として位置付けているラムサール条約推進国内連絡会議の見直しによる構成の変更の結果について記述を追加。
 - ・今後必要に応じてラムサール条約推進国内連絡会議の有効性を見直すことについて記述を追加。
- 実施目標5.1:ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持する。
 - ・谷津干潟、片野鴨池、伊豆沼・内沼の生態学的特徴の変化及び対策について、意見を踏まえ修正・ 追加。
- <u>実施目標5.2</u>:条約の「管理計画策定ガイドライン」に沿ったかたちで、また、地域社会と他の利害関係者の参加を強調しつつ、すべての登録湿地に対して湿地管理計画を策定し、実行に移す。
 - ・クッチャロ湖、ウトナイ湖、片野鴨池における鳥獣保護区マスタープランの策定予定について記述を 追加。
 - ・ラムサール登録湿地における計画的管理については、同条約の管理計画策定ガイドラインに沿って計画を策定したものではないことを明記。
- <u>実施目標6.2</u>:地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない湿地タイプに関して、国際的に重要な湿地のリストへの登録湿地の面積を増やす。
 - ・登録湿地の増加に関する国内目標は、同条約の決議に基づくものであることについて、記述を追加。
- <u>実施目標7.1</u>:複数の国家によって共有される湿地と集水域を管理するために、国際的または地域的に 必要となる事項を特定し、それらに共通するアプローチを開発し、実施する。
 - ・クーラガング湿地及びその周辺湿地との姉妹湿地提携の事例について、意見を踏まえ記述を修正。